

# 幼兒教育

第二十號

大正九年四月十五日發行

## 兒童保護問題に關して

東京女子高等師範學校長 湯原元一

兒童保護といふ事は、今日では、社會問題中の重要なる事項の一つになつてゐる。孰れ、内務省に社會局が設けられた上は、其事が實際に行はれるであらうと思ふ。

而してこの兒童保護といふ事は、申すまでもなく、勞働問題と密接な關係があるものである。それが社會問題の一つとして取扱はれる時にはいつも、勞働者の生活を安定にするといふ目的をもつてゐる。それで、生活困難のために、兒童の世話が出來ないといふ考へからして、社會的に種々の工夫がおこる。例へば、避妊とか產兒制限（二兒制の如き）といふ様な事が次第に我國にも行はれる様になるといふ事は、人道、ことに國家の上から見ても、誠に憂慮すべき事である。故に、出来るだけ不自然な手段に訴へる事のなき様保護せねばならぬ。それ

故に、この問題は、ひとり、勞働者の保護のみならず、ひろく、國家問題、否、むしろ人道擁護の問題である。

歐米における兒童保護といふ問題も、其解決の仕方はいろいろある。其の中でも、獨逸の社會黨、即ちマルクスの系統をひける獨逸の社會黨の如きは、謂ゆる國家社會主義で、一つに、最後の解決を國家の力でつけて行かうといふのである。故に、この社會黨の主張する所によると、勞働者の生活を保證するためには、その勞働者を妨げる手足纏ひになる兒童は、國家が一定の收容所をもうけて此の世話をなし、のみならず、產婦にあるものゝ如きも、相當の扶助料を與へて、そして安全に分娩せしむるといふ

様にせねばならぬ。更に進んでは、労働者の子供は、皆、小學校教育以上の時代になつても、必要な場合には、尙、國家が寄宿舎に收容して、一切の世話をする様にならねばならぬといふのである。

しかし、この事が、果してよいかわるいかは、一考を要する事である。元來母親たるものは、自然の教育家である。たゞひ、教育上の方針には不案内でも、純然たる没我的の愛をもつて、子供にのぞむものであるから、児童に對する注意の周到なる事は、到底、他の、金錢をもつて雇はれたる如き教育家の及ぶところではないのである。母親の、子供に對する眼といふものは、實に鋭いものである。如何なる微細なる點にまでも、及ばざる所はない。謂ゆる子を知るは親にしくはないといふ事は即ちそれで、時としては、過度の愛のために判断を誤る事なきにしもあるらずであるが、兎に角、無限の愛から促がされ、出る注意であるから、その力の強き事は、他に比すべきものゝあらう筈はない。知識技能の點の教育こそ、他の人を煩はさねばならぬかはしれぬが、德育の根本なる、愛の教育といふものは、子供を保護するには最も適任なる母親に過ぐるものはない。他

人はおろか、父親に於ても、母親のこの點には及ぶ事は出來ないのは、世間に實例の多い事である。父に早く別れた人は左程でもないが、母を失つた子供は、成長後の品性に於て少からず缺點を認めるのである。ある先輩の經驗談によると、凡そ世の中で名をなしてゐる人を見ると、母親の手にそだつた人が多い。母親の愛からさへ放れない人は、如何なる境遇に落ちても、人間のやさしみといふものを、常に、保存して來てゐるから、それがもとになつて、世人にも信用され、信愛をうけて、相當に成功しているのである。之に反して、父親にわかれた人は、どうも成功者の割合が少ない、といふ事を聞いたが、自分達の経験によるも、この話を裏書する點が多い。この點よりすれば、獨逸の社會黨の主張する様に、労働者の手足纏ひを除くために児童を、國家が世話するといふ事は、その子の將來のために、又、國民全體の道徳的觀念の向上の上から見て、甚だ、好ましからぬ遣りかたである。かくのごとく、親子の人の情を無視して、特別な人に一切の子供の養護、教育を初めから委託しやうといふ事は、前に云つた様に、最も自然の教育家たる、母親の教育的價値を捨て、

顧みる事になるのである。實際、これは、労働者の當面の解決問題としては、已むを得ぬとしても、自然に反した、遣り方であつて、國家永遠の施設として認むべきものではなからうと思ふ。

それよりも、更に一步を進めて、切角、國家の援助を要求する事ならば、他によりよき方法もあらうと思ふ。即ち母親それ自身、労働者それ自身の生活を、適當な方法で安定にする事である。即ち、労銀を増加して、家庭の生活が安全で、落ちついて産褥にある事も出來、又子供の養育も出来る様に、國家の經費をもつて補つてやる様にすれば、親子の自然の愛を傷けることもなく、又、立派な教育を授ける事も出来るわけであるからして、よろしくこの方法を取るべきである。

それについて、思ひ出される事は、我國における昔の舊藩時代の兒童保護の一斑である。我がこの舊藩時代にも、下層人民の間には、生活上の困難からして、やはり、避妊——かゝる方法は未だ行はれなくとも——に類した謂ゆる、嬰兒を間引くといふ事が行はれた。これは、子供が生れるをすぐ。襁褓の中で息をとめて殺すものである。ことに、小藩で、

藩主の惡政の結果、人民が苦難を受けて居る所は盛に行はれ、又、饑饉の時などには、平常、藩政のよくございた所でも往々行はれたものである。かかる弊を防ぐ試みをした藩主もあるので、例へば、かの、日向の伊賀藩にこの間引きが行はれた時に、その弊を矯めたのは、かの安井息軒の功績であつて、今日では、美談として残つてゐる。また、最近に、茨城地方で發見された事であるが、今迄世に隠れてゐた、岡田寒泉と云ふ人がある。この人は、寛政時代に、舊藩の儒臣として名高かつた人であるが、この人が、茨城の一地方に、代官を任命された。行つて見ると、實に土地の人民の生活が悲惨の極に達してゐた。食ふにものなく、著るに衣なく、隨つて、謂ゆる間引き事が盛に行はれた。實際これでもせねば一家を維持して行く事が出来ない有様であつた。寒泉は、この土地に代官として來たものゝ實に手の付け様がない、そこで、先づこの風俗を根本的に改めねばならぬと思つたのであるが、唯、言葉で説諭したり、又は法律で嚇したとて效を奏するものでない事を見抜いた。そこで、寒泉は考へた。間引き弊を矯めるには、生活上に補助を與へるにしくはないと、そこで、

この地方の家族が妊娠すると聞くと、その期間中、何程の保護を與へる事、又分娩に際しては、一人に、金銭上の補助をもつて、この弊風を打破せんとしたのである。この事が、幸に、效を奏して、成績も大にあがり、幾何もなくして、間引く弊もやみ、人口も漸次繁殖をして來た。其他、いろいろの奨勵事業を起して、ために、この地方は舊にも増して、人民がよく生を安んずる様になつた。これは從來世間にあまり聞えて居なかつたが、十年ばかり前に、ある地方で、埋れてゐた石碑を發掘した所が、その石に「岡田大明神」と刻んである、不思議に思つて調べると、なほも、諸所から、同じ文句を刻んだ石碑が出て來た。そこで調査によつて岡田寒泉氏がこの地方に代官の折に上述の様な事績があつて、土地の人民が感謝の念の現はれとして、恩に報いたい心から、誰がすゝめたのでもなく、全く自らすゝんでかゝる石碑をたてたのであるといふ事が解つた。其の詳細は、重田定一といふ人の調べたる「岡田寒泉傳」といふのによればわかる。のみならず、自分も嘗つて水戸に行つた時に、この事を、親しく發見した栗田完先生

の養子の人について詳しく述べた事がある。かかる事は、實際には、岡田寒泉氏のみならず、舊藩時代の、この間引くの弊をのぞくための救濟事業はこの趣きによつてなしたもののが他にもあると思ふ。現代の人はかかる事は、温情主義であると反対するかも知れぬが、出來得べくば、この方法がよいと思ふ。無理に子供を國家の手に引きあげて、不自然な取扱ひをするよりも、生活困難の家族其ものをして、その困難から免れしめるといふ様にすれば、何れの社會も、母子の人情には變りはないのであるから、喜んで子供を教育して、其成長を樂しむ様になるに相違ない。歐洲の労働者の様に、自己の生存権をふり廻して、自然に育つべき自分の子を、國家の冷たい手に渡し、其教育の責任を國家に負はせやうといふ事は、誠に不自然で、正義人道に反したやりかたであると思ふ。將來、我國にも社會局でも起るをすれば、單に、西洋の方法のみにならはずして、日本古來のやりかた——そは古くとも最も廣い意味での道徳的な方法——で、しかも效果の適面に見える方法のある事も考へて、よろしく之を参考して、施設をあやまらぬ様にせねばなるまい。（談話——文責在記者）